

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 教育総務課

不利益処分の内容	栃木市篤志奨学生の給付の廃止
根拠法令等及び条項	栃木市篤志奨学金給付条例第11条
	根拠条項
	栃木市篤志奨学金給付条例第11条
	参考事項
	設定等年月日
	平成29年 9月27日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市篤志奨学金給付条例抜粋</p> <p>(奨学金の給付の廃止)</p> <p>第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を廃止する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 奨学生が死亡又は退学したとき。 (2) 停学その他の処分を受けたとき。 (3) 傷病等により卒業の見込みがないとき。 (4) 学業成績又は素行が不良となったとき。 (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。 (6) 奨学生を辞退したとき。 (7) 奨学生及び保護者が市外に転出したとき。 (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと教育委員会が認めるとき。